

秀明大学学長様

誓 約 書

私は、貴学に入学するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

_____年_____月_____日

_____ 学部

学生氏名 _____ (自署)

記

1. 建学の精神、教育方針をよく理解し、学業に専念して学生の本分を全うします。
2. 頭髪、服装は常に質素端正を旨とし、式典・集会ではスーツを着用します。
3. 学則、学生心得等の諸規則を守り、それに違反した場合は学則第40条(懲戒)によるいかなる処分にも従います。特に、暴力、盗み、学内での飲酒・喫煙、いじめなど、他人に迷惑をかける行為があった場合は退学処分を受けても一切異議ありません。
4. 学業の場にふさわしくない公序良俗に反する物、火気、刃物類、薬物などの危険物は一切学内に持ち込みません。違反した場合は安全管理上没収されても異議ありません。
5. イギリス留学の目的をよく理解し、積極的に参加します。留学中はチヨーサー・カレッジ・カンタベリーならびに学生寮の諸規則を遵守します。それに違反して帰国を命じられた場合は速やかに帰国し、学則に基づく処分を受けても一切異議ありません。※該当者のみ
6. 学内および本学組織を利用しての政治、宗教活動は一切しません。
7. 成績等学業に関わる私の情報を保護者、公的機関等に送付・開示することを承諾します。

以上

- 付 <学則第40条> 本学の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者